

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

2019年10月の消費税率10%への引き上げの際に軽減税率制度が実施されたことに伴い、仕入税額控除の方式としてインボイス（適格請求書）制度が導入され、本年10月から課税事業者の登録申請が始められた。

これまで、課税売上高が1000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、取引先が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となる。そのため、免税事業者は営業収入が少なくても、取引からの排除や不当な値下げをおそれ、課税事業者への転換を余儀なくされ、納税に伴う負担が増加することになる。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、様々な団体、個人からこの制度の廃止や実施延期が求められている。

中小企業や個人事業主、フリーランス、小規模農家、シルバー人材センターに登録して働く高齢者など、広範な国民に負担増を強いるインボイス制度の実施中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

様

和歌山県議会議長 森 礼子  
(提出者)  
奥村 規子  
林 隆一

(意見書提出先)  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣